

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のトピックスでご覧いただけます
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

労働保険関係

改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

平成24年4月に関越自動車道で発生したツアーバスによる重大な交通事故を契機として、国土交通省において平成25年5月15日に「高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の配置基準」（一部を除き、平成25年8月1日より適用）が定められた。それを踏まえ、厚生労働省は「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平20. 4. 3 基発0403001に基づくガイドライン）を一部改正し、高速乗合バスおよび貸切バス事業者に対して、上記交替運転者の配置基準を遵守することを定めた。以下では、ガイドラインの構成に沿ってその概要を紹介する。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について（通知）
（平25. 5.28 基発0528第2）

野田好伸 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人 大野事務所)

1. ガイドラインの概要

[1] 目的

交通労働災害防止のためのガイドライン（以下、本ガイドライン）は、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平元. 2. 9 労告7。以下、改善基準告示）等とあ

いまって、
事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立

適正な労働時間等の管理および走行管理

教育や健康管理等の実施

荷主および元請による配慮

——などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としている。

[2] 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

交通労働災害防止に係る管理者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、役割、責任、権限を定めるとともにそれらを労働者に周知する。また、選任された管理者に対し必要な教育を行う。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行い、その方針に基づき安全衛生目標を設定するとともに、労働者に周知する。目標達成のため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計

画を適切に実施、評価、改善する。

(3)安全委員会における調査審議

安全委員会等で交通労働災害防止に関する事項について調査審議する。

[3]適正な労働時間等の管理および走行管理等

(1)適正な労働時間等の管理および走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、適正な走行計画を作成すること等により運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理および走行管理を実施する。

十分な睡眠時間を確保するために必要のある場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の措置を実施する。

(2)適正な走行計画の作成等

走行の開始・終了の時刻、拘束時間、運転時間および休憩時間等を記載した走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示をする。

(3)点呼等の実施およびその結果に基づく措置

乗務開始前24時間の拘束時間が13時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認する。

(4)荷役業務を行わせる場合の措置等

事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保する。

荷役作業の身体負荷を減少させるための適切な荷役用具・設備の備え付け等を実施する。また、荷を積載するときは、最大積載量を超えないこと、偏荷重が生じないようにすることなどを徹底する。

2.改正ポイント

平成24年4月に關越自動車道で発生したツアーバスによる重大な交通事故を契機として、国土交

通省において「高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の配置基準」（一部を除き、平成25年8月1日より適用）が定められた。

本ガイドラインの今回の改正では、左記の「適正な労働時間等の管理および走行管理の実施」中に、高速乗合バスおよび貸切バス事業者に対して、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた上記「交替運転者の配置基準」[図表]を遵守することが盛り込まれた。

3.実務上の留意点

自動車運転者の労働時間等の設定に関しては、本ガイドラインのほか、改善基準告示や勤務時間等基準告示（「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」）などでも基準が定められていることから、運用上もこれらすべての基準を満たした労働時間管理や運行管理が求められる。そのため、確認のためのチェックシートを活用したり、運行事例を明示したりして現場管理者等に周知徹底を図る必要がある。

また日頃から、交通法規等関係法令に関する教育と併せて、睡眠時間確保の必要性や飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療方法等について教育しておくことも大事である。さらには、ポスターの掲示、危険箇所や注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ることも効果的であるといえる。

【陸運業の交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート】

<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0008/2815/risk-assessment.pdf>

【図表】 高速乗合バス・貸切バスの交替運転者の配置基準(概要)

<これまで>

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ)拘束時間が16時間を超える場合
 - (ロ)運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
 - (ハ)連続運転時間が4時間を超える場合
- 上記の基準は、今後も引き続き適用されます。

これらに加えて

		1 日	昼 間	夜 間
ワ ン マン 運 行 の 上 限	運 転 時 間	高速乗合バス 原則1日9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 貸切バス 原則1日9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、週2回まで1日10時間まで*可	高速乗合バス 原則1運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 貸切バス 原則1運行9時間まで* 週2回まで1運行10時間まで*可	高速乗合バス 原則1運行9時間まで 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 貸切バス 1運行9時間まで*
	実 車 距 離	高速乗合バス 1日に二つ以上の運行に乗務する場合の合計は600kmまで 一定の条件を満たした場合、貸切委託運行を除き、週3回まで600km超が可 貸切バス 1日に二つ以上の運行に乗務する場合の合計は600kmまで 一定の条件を満たした場合、当該合計は週2回まで、600km超が可	原則1運行500kmまで 一定の条件を満たした場合、昼間は600kmまで	原則1運行400kmまで 一定の条件を満たした場合、夜間は500kmまで
	連続乗務回数	—	—	連続4夜まで (実車距離400km超は連続2夜まで)
	連続運転時間	—	高速道路の実車運行区間でおおむね2時間まで*	高速道路の実車運行区間でおおむね2時間まで*
	休 憩 時 間	—	運転時間4時間ごとに合計30分以上 (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上 [1回20分以上で分割可])	高速乗合バス 実車運転4時間ごと*に合計30分以上 (実車距離400km超は実車運転おおむね4時間ごと*に合計40分以上) 貸切バス 実車運転おおむね2時間ごと*に連続15分以上 (実車距離400km超は実車運転おおむね2時間ごと*に連続20分以上)

[注] 1. 厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kousokubus.html) 掲載のリーフレットを基に、編集部で一部加工して作成した。
 2. 運行指示書による運転者に対する指示がされていることを求めるものは「*」を付した。